

法科最近十ヶ年間の回顧

TEN YEARS OF THE DEPARTMENT OF
LAW OF WASEDA UNIVERSITY
A RETROSPECT

教 授

中 村 宗 雄

PROF. M. NAKAMURA

1941

法科最近十ヶ年間の回顧

中 村 宗 雄

目 次

第一 學 事	1
I 法學部 II 専門部法律科 III 早稻田専門學校法律科 IV 各部 科相互の連絡と其の概況	
第二 學 會	12
I 法學會 II 法學部會 III 稻綠會 IV 東亞法制研究所 V 其他	
第三 研究施設	20
第四 人 事	24
第五 卒業生概況	26

學園創立以後、昭和七年の創立五十周年記念式典に至る迄の法科を中心とせる其の發展の過程に付ては、本誌第十三卷創立五十周年記念號に、寺尾法學部長が「法科の過去及現在」と題して詳細に述べられて居るが故に、今回は、其の後、凡そ十ヶ年間の回顧を試みる。この回顧録は、前回到引續き寺尾部長が繼續執筆せられる筈であつたが、昨秋(昭和十五年)法學部大會の席上にて突如發病せられ、目下靜養中であられること故、私が代つて執筆する次第である。

第一 學 事

I 法 學 部

法學部は、昭和七年に學園創立五十周年記念事業の一部として學内の學制改革が爲された際、相當徹底せる學制改革を行つた。その詳細は、寺尾部長の前記「回顧録」に詳細であるが故に、此處に再説を省くが、この改

革に依る法學部の學科編成は、憲法・民刑商法・訴訟法等、主要法律學科二十科目を必修科目として三學年に配置するの外、約二十科目の選擇科目を同じく三學年に配置するのであるが、それは、第一學年は凡べて共通とし。第二學年以上を法律(第一類)・行政(第二類)・經理(第三類)の三類別に分ち、夫れ夫れその方面の専門科目を之れに配屬して、學生には、三學年間に通じて合計八科目以上を選擇必修せしむる。されば法學部の内部は、事實上、法律・行政・經理の三科に分れてゐると云ふことが出来る。吾が法學部の卒業生が百名内外であつた初期の頃には、學科編成をこのやうに三類別に分たないでも、法律專攻の卒業生が、充分其の就職口を見出し得たのであつたが、卒業生の數が年々増加し二百名を越え、三百名にも垂んとするに至ると、同じ法學部卒業生のうちでもその學修せる學科目に若干の相違がないと、就職可能の方面が些か狹隘を告ぐる嫌ひを生じ、所謂、就職難の傾向を生じたばかりでなく、就職先である官界・實業界に於ても、法律專攻の卒業生の外、法律知識と共に經濟・經理の知識を具有する者を相當程度に需要してゐる實狀を見出し、昭和五年以來、この三類別の制度を實施したのであるが、この制度を設けて、爰に十年、最近に至り、漸く卒業生の就職先である實業界方面に於て、早稻田大學法學部にこの制度のあることが知れ互り、最近に於ては、二類並に三類の卒業生が、夫れ夫れ政經學部又は商學部の卒業生と共通せる就職方面を有つこととなり、其の結果、就職成績が著しく良好となつた。尙又、入學希望者の間にも、法學部にこの三類別の制度の在ることが、廣く知られるに至り、初めから第二類・第三類を希望して學院の入學試験、若くは又、學部の編入試験に應ずる者が、逐年、増加しつゝあつて、其の結果も加はり、最近に於ては法學部の入學志望者數の飛躍的增加と、志望者數増加に伴ふ入學者の學力素質の昂上の傾向が見受けられる。尙、第一類は、純粹法律專攻の科であるが、最近、經濟統制法の頻發に依り、第一類卒業生に對する一般實業界方面の需要を

著しく増しつゝある。

次に法學部學生には、各學年に於て、夫れ夫れ一科目の特殊研究科目の選擇を爲さしめてゐるが、この特殊研究科に付ては、現在の法學部學科編成中の異色を有つ部分として特に述べて置かなければならぬ。現在の教育は、多數學生を包容した大衆教育としての特長を有つのであるが、同時に其の缺陷も、亦、免かれざる處とする。殊に個々の學生を對象とする個別教育の點に缺くる處あるは、何としても現代教育から剪除し難き根本的缺陷なのであるが、吾が法學部では、法學教育に新生面を開拓すべく、昭和五年の第一回學制改革に際し、各學年に數組の特殊研究科を配置し、約五十名を定員として、民・刑・商・訴訟法等各部門に付き、擔任教員の特別指導の下に學生の自發的研究を行はしめたが、更に昭和七年の學園創立五十周年記念學制改革に際し、この制度を一層、擴大強化せしめた。爾來、擔任教員諸氏の一方ならぬ御努力に依り、漸くその組織も完備の域に向ひ、著々と成績を上げ現在に及むでゐる。即ち第一學年に於て憲法・國際法・民・刑・商法等、第二學年には、統制經濟法・行政法・民・刑・商法・民刑事訴訟法等、又、第三學年は、民・商法・民事訴訟法・特別金融法・英・獨・佛法研究等、各學年とも、現在の處九科、合計二十七科があり、定員を平均三十五名として、學生をして每學年必ずその一科を選擇せしむる。指導方法としては、一般の講義と著しく其の趣きを異にし、前述の如く學生の自發的研究を主眼とし、設例・判例等に依る學理の具體的適用の研究、若くは學生自身の研究報告等を爲さしむるものとし、其の成績判定には、毎時間に於ける學生の研究態度と、出席回数に特に重きを置き、答案練習等の成績を斟酌する方法を執つてゐる。而して其の不合格者に對しては、第三學年の卒業筆記試験終了後、別に特に嚴重なる口術試験を課する。其の他指導方法の細目に付ては、各擔任教員の裁量に委せられてあるが、大體に於て第一學年に於ては、主たる學科講義の進度に應じ、教科書を中心と

せる研究指導を専らとし、第二學年には、設例若くは判例を題材とせる法律演習の方法を加味し、第三學年に於ては、主として判例・特殊問題等を中心とした綜合研究に主力を濺いでゐる。尤も第二學年の統制經濟法と第三學年の特別金融法は、科目の性質上、専ら講義の形式に依つてゐるが、これは將來獨立の講座と爲す前提とも見るべきものである。

この特殊研究の制度は、一組の定員を、なるべく減少しなければ、その成果を擧げ難いのであつて、經費の上に於ても相當の負擔であるばかりでなく、これに依り擔任教員の受持時間數が著しく増加し、研究を生命とする大學教員として、甚だしい犠牲が要求せられる。かゝる事情の下に官立大學に於ても、未だ吾が法學部の如く各學年を通じ全學生に之れを課すると云ふが如き徹底せる制度を採用するに至つて居らないのであつて、獨り吾が法學部のみ、この制度を完備することを得た。擔任教員諸氏が、孰れもその犠牲を忍んで、學生指導の任に當られてゐることに對しては、心から感謝の意を表せざるを得ない。

前述の如く法學部の學科編成は、大體に於て五十周年記念學制改革以來、安定の狀態に在つて大なる變動はないが、しかし多少はある。その中主なるものを擧ぐれば、卒業後、高等學校教員、若くは中等學校教員資格無試験檢定の資格を與ふる爲め、新たに經濟史・東洋竝に西洋倫理學を選擇科目に加へたこと、又、法制史を日本法制史竝に西洋法制史に分ち、これを第一學年竝に第三學年に分置したことなどである。尙、最近の社會狀勢に鑑み、昭和十四年度から特殊研究科目の中に、統制經濟法と金融法とを新設したが、是れは専ら講義の方法に依りて授業してゐることは上述の如くである。序ながら外國留學生に對しては、日本法學の研究に其の主力を集中せしむる爲め、昭和十五年度から入學試験に外國法を除き、又、入學後にも外國法の修習を免除することと爲した。専門部法律科も同様である。

參考の爲め、昭和十六年度の法學部學科配當表を掲ぐる。

法學部學科配當表

		第一學年		第二學年		第三學年				
		科目	時間數	科目	時間數	科目	時間數			
必修學科	科目	憲法	3	民法(物權法)	2	民法(相續法)	2			
		民法(總則)	2	同(債權總則)	2	商法(手形法)	2			
		同(債權各論)	3	商法(會社法)	2	同(海商法)	2			
		同(親族法)	2	同(商行爲保險法)	3	民事訴訟法(第一部)	1			
		商法(總則)	2	刑法(各論)	2	民事訴訟法(第二部)	2			
		刑法(總則)	2	民事訴訟法(第一部)	3	外國法(獨、英、佛)	2			
		外國法(獨、英、佛)		外國法(獨、英、佛)	2					
		第一部	2							
		第二部	2							
		計八科目	18	計七科目	16	計五科目	11			
選擇學科	科目	經濟學原理	3	第一類(法律)	×行政法(各論)	2	×行政法(各論)	2		
		國際公法(平時)	3		×刑事訴訟法	2	×國際私法	2		
		羅馬法	2		財政學	2	破産、和議法	2		
		日本法制史	2		○倫理學(東洋)	2	法律哲學	2		
				第二類(行政)	×國家學	3	×行政法(各論)	2	西洋法制史	2
					×行政法(總論)	2	社會政策	2	社會政策	2
					貨幣銀行論	3	經濟政策	2	經濟史	2
					財政學	2	經濟史	2	國際私法	2
				第三類(經理)	刑事訴訟法	2	○倫理學(西洋)	2	○倫理學(西洋)	2
					○倫理學(東洋)	2				
					×簿記學(商業)	2	×簿記學(銀行)	2	×簿記學(銀行)	2
					×會計學	2	×原價會計學	2	×原價會計學	2
				貨幣銀行論	3	經濟政策	2	經濟政策	2	
				財政學	2	經濟史	2	經濟史	2	
				行政法(總論)	2	社會政策	2	社會政策	2	
				○倫理學(東洋)	2	行政法(各論)	2	行政法(各論)	2	
						國際私法	2	國際私法	2	
						破産、和議法	2	破産、和議法	2	
						○倫理學(西洋)	2	○倫理學(西洋)	2	

隨意科目	特別講義	特別講義	特別講義
特殊研究	憲法	行政法	民法第一部(財産法)
	民法第一部(總則)	統制經濟法	同 第二部(相續法)
	同 第二部(同)	民法第一部(物權法)	同 第三部(私法一般)
	同 第三部(債權各論)	同 第二部(債權總則)	商法
	同 第四部(同)	同 第三部(親族法)	民事訴訟法
	刑法第一部(總則)	民法・民事訴訟法	金融法
	同 第二部(同)	商法	英法研究
國際公法 商法	國際公法	刑法第一部(各論)	獨法研究
	同	同 第二部(總則、各論)	佛法研究
	同	刑事訴訟法	實習
備考	一、三學年間ニ學修ヲ要スル科目數ハ必修科目全部二十科目、選擇科目八科目以上、特殊研究三科目トス。 ○印ノ科目ハ、右所定科目數ニ算入セズ。		
	一、選擇科目ハ第一學年ニ於テハ共通トシ第二、第三學年ニ於テハ三類別ニ分ツ。類別選擇科目中×印ハ、當該類別ヲ選擇シタル者ニ必修セシム。其ノ他ノ科目ハ二科目以内ニ限り、他類別ノ科目ヲ選擇スルコトヲ得。但シ時間割ノ重複スル場合ハ此限りニ非ズ。		
	一、特殊研究ハ各學年ニ一科目ヲ選擇セシム。		
	一、高等學校教員資格無試験檢定志望者ハ、選擇科目中、經濟學、經濟史、財政學並ニ行政法(總論、各論)ヲ選擇スルコトヲ要ス。		
	一、中等教員公民科資格無試験檢定志望者ハ選擇科目中、倫理學(東洋、西洋)社會學、行政法(總論、各論)、經濟學(原理、政策)、並ニ社會政策ヲ選擇スルコトヲ要ス。 右科目中倫理學(東洋、西洋)ハ所定科目數ノ外ニ選擇スベク、尙、第一類學生ガ「經濟政策」ヲ、又、第一、三類ノ學生ガ「社會學」ヲ選擇スルハ、他類別科目選擇ノ規定ニ依ルモノトス。但シ是等科目ニ限り、他類學生ノ選擇シ得ルヤウ時間割ヲ編成ス。 一、年度ニ依リ配當科目ニ若干ノ變更ヲ加フルコトアルベシ		

II 専門部法律科

専門部法律科でも、法學部と同じく五十周年記念學制改革を行ひ、法律學科目に於ては、大體に於て法學部第一類と同様な學科編成を爲してゐるが、法學部の特殊研究に該當する科目を「實習」と名稱して選擇科目中に加へ、又、専門部學生は、何分、中等學校を出で直ちに専門の法律學科目を聽講するので相當の困難ある處から、第一學年に「特別實習」の時間を

設け、法律専門教育の爲めの豫備知識を與ふる特別指導を爲し、更に法律常識講座を設けて法律家としての常識の涵養に努むる等、相當、異色を發揮してゐる。その他、専門學校令に準據するが爲め、法學通論・論理學・哲學通論等の基礎科目が加はり、又、外國法は外國語（英語）として學習せしむる等の點に於て學部と異なつてゐる。

専門部は、最近十ヶ年間、入學志望者が逐年に増加し、其の結果として、卒業生の就職方面を開拓擴大するが爲め、法學部に於けると同じき理由の下に、學科目の種類増加、殊に經濟・經理の科目の新設並に學科目編成の復雜化の必要に迫られ、學科課程を、法學部の類別の如く三分若くは尠くとも二分する立案が、當局の間に進められたのであるが、未だ實現する運びに至らなかつた。然るに其の後、愈々學生數が増加し、而かも最近の社會狀勢の變轉は、統制經濟法・金融法等の學科目の新設を急務とするに對し、他方從來の學科編成は、學科目増加の爲め學生に過度の學科負擔を強ゆることとなつてゐるので、自主的研究の餘裕を與ふるが爲めには、學科負擔の輕減を圖る必要が痛感せられた。因て當局に於て種々考究の結果、學科課程の分割は他日の問題として、差當り統制經濟法其の他若干科目を増置すると共に、必修科目を減少し、これを選択科目に移すことに因り學生一人當りの學科負擔を輕減し、又、英語教育の内容に刷新を加へ、實用英語の教授に努むることとなつた。この新學制は、昭和十五年度の新入學生より之れを適用したのであつて、昭和十七年度に至り初めて全學年に及ぶ豫定である。尙、昭和十五年度より、法學部に於けると同一趣旨の下に、滿洲國、其の他外國の留學生に對しては、入學試験科目中より英語を除き入學後も英語科目に變へて、實用日本語を教授することに改めた。

これと同時に六十周年記念事業として、本大學全般に亙り、學徒鍊成部の訓育が、昭和十六年度の新入學生に對し、一勢に實施せられるのであるから、以上述べた新學制と相俟ち、専門部法律科の學科編成は著しく其の

相貌を改め、其の教育効果も、亦、一段と昂めらるることと信ずる。

尙又、従來、専門部は各科共通の事務所を設けてゐたが、事務能率を昂むるが爲め、昭和十五年六月以降、各事務所を獨立せしめた。而して法律科では、新たに副主事伊藤道機氏を迎へ、事務組織を整備した。

参考として、新學制に依る専門部法律科の學科配當表を掲ぐる。

◎専門部法律科學科配當表（新學制）

- 一、改正方針 法律基礎學科ノ智識ヲ確實ニ修得セシムルヲ目的トシ、努メテ學生ニ自學自修ノ時間ヲ與フル爲メ學生ノ授業時間ヲ輕減シタリ
- 二、右ノ方針ニ基ク學科配當改正案次ノ如シ

		第一學年		第二學年		第三學科	
		科目	時數	科目	時數	科目	時數
必修科	法律常識	1	民法物權	2	民法相續	1	
	法學通論	1	債權總論	2	商行為	2	
	憲法	2	商法會社	2	手形、小切手	2	
	民法總論	2	刑法各論	2	哲學概論	2	
	債權各論	2	民事訴訟法第一	3	英語	4	
	親族	2	部(總論及第一審手續)		體操(教練)	2	
	商法總論	1	倫理學	1			
	刑法總論	2	英語	4			
	經濟學原論	2	體操(教練)	2			
	心理及論理	2					
	英語	6					
	體操(教練)	2					
	計十四科目	25		18	計七科目	13	
	選擇			行政法總論	2	行政法各論	2
			國際公法	2	商法海商保險	2	
			法制史	2	民事訴訟法第二	2	
			法律哲學	2	部(上訴以下強制執行迄)		
			統制經濟法	2	刑事訴訟法	2	
			公法實習	2	國際私法	2	
			民法實習	2	破産和議	2	
			同	2	金融法	2	
			同	2	民法實習	2	

科 目			同	2	同	2
			刑 事 法 實 習	2	同	2
			同	2	同	2
			同	2	刑 事 法 實 習	2
			同	2	同	2
			國 際 法 實 習	2	同	2
			(以上ノ内ヨリ 三科目選擇)		同	2
隨意 科目	法 學 實 習	1		簿 記	2	

III 早稻田専門學校法律科

早稻田専門學校は、晝間學習の餘暇なき者に専門教育を受くるの機會を與ふるが爲め、大正十三年三月、故坂本三郎氏を校長として設立せられたのであつて、政・法・商の三科が併置せられる。この學校は、専門部と同じく専門學校令に據るのであるが、授業を夜間に行ふ關係上、一週の授業時間數が著しく制限せられ、餘り多くの學科目を併置し得ないと云ふ制約を蒙つてゐるが、しかし學校當局に於て可及的教授内容を豊富し、教育效果の昂揚に不斷の努力を續けられた結果、着々として其の實績を挙げ、最近に於ては入學志望者の數が飛躍的に増加し、昭和十四年十一月には、高井忠夫校長の下に、盛大なる創立十五周年記念式典が舉行せられた。

法律科の學科編成は、大體に於て専門部法律科と同様であるが、昭和十五年には、法律科の新入學生が三〇三名にも昇つたので、學校當局に於ては、愈々、學科目の充實に努められ、法制史、法律哲學を選擇科目に加へた外、從來も存した高等試験受験準備科を擴大し、又、統制經濟法講座を特設する等、種々の考案を廻らされてゐる。

參考の爲め、昭和十六年度の學科配當表を掲ぐる。

◎早稻田専門學校法律科學科配當表

	第一學年		第二學年		第三學年	
	科目	時間數	科目	時間數	科目	時間數
必修學科目	憲法	2	物權法	2	行政法	3
	民法總論	2	親族法及相續法	3	商法手形及小切手	2
	債權總論	2	商法總論	1	商法海商法	1
	債權各論	2	會社法	2	國際私法	2
	刑法總論	2	商行為法	2	民事訴訟法	2
	法學通論	1	刑法各論	2	刑事訴訟法	2
	經濟學原理	2	心理學	2	民事法實習	1
	國際公法	2	民事訴訟法	2	刑事法實習	2
	倫理學	1	統制經濟法	2	哲學概論	2
	論理學	2	英	4	受験指導	2
	法學演習	2			實務指導	1
	法英	4			英	2
	計十二科目	24	計十科目	22	計十一科目	22
選擇學科目			文學概論	2	破產法	2
			日本法制史	2	社會學	2
			財政學	2	支那語(隨)	2
			法律哲學	2		
			獨逸語	2	(以上ノ内ヨリ一科目選擇)	
		(以上ノ内ヨリ一科目選擇)				
	科外講義		科外講義		科外講義	

IV 各部科相互の連絡と其の概況

以上述ぶるが如く、法學部を中心とし、専門部法律科、専門學校法律科を綜合して早稻田學園の法科を形成するのであつて、各部科は、各々異なる方面に向て法學教育の使命を果すと共に、夫れ夫れの特色を有つてゐる。しかし大早稻田法科結成の爲めには、其の相互間の緊密なる聯繫を必要とすることは改めて謂ふ迄もないことであつて、この意圖の下に大正十

一年、法學部並に専門部法律科の共同提携の下に早稻田大學法學會を設立し、機關雜誌「早稻田法學」を發刊すると共に、毎年春「法科大會」を開催し、又、學會の事業以外にも、所謂、年中行事として聯合の訴訟演習、討論會等を行ひ、兩科學生の結束を堅くすることに努めてゐる。尙、専門學校法律科は、夜間授業であるが爲め、法學部並に専門部法律科と共に行事を爲し難い事情もあるのであるが、夫れにも拘らず訴訟演習、討論會等には出來得る限り相互に参加することに努め、殊に學生相互間の精神的結合に付ては、十二分の努力が拂はれてゐる。

次に各部科の概況を述ぶる。

法學部の在學生は、逐年増加の一路を辿り、昭和十五年十二月末現在の學生數は、第一學年三五一名、第二學年三〇一名、第三學年二八六名、外に大學院學生一四名、合計九五二名である。序ながら吾が早稻田大學にては女子に對しては其の門戸を閉鎖し、僅かに各學部にて聽講生として在學を許したに過ぎなかつたが、近來、女子教育の興隆に鑑み、昭和十四年度より有資格の女子に對しては正規學生として各學部に入學を許可することとなり、法學部にては昭和十五年度に於て、第一學年に三名、第二學年の一名の女子在學生が居る。

次に専門部法律科の在學生數も逐年増加し、同じく昭和十五年十二月末現在で、第一學年五九一名、第二學年五二八名、第三學年四二七名、外に研究科生四名、合計一五五〇名である。又、専門學校法律科生も、昭和十五年度に於て、著しく増加し、十二月末現在で、第一學年二八七名、第二學年三七名、第三學年一九名、合計三四三名である。

參考として昭和八年以降の法學部並に専門部法律科新入學生、在學生並に卒業生數を掲ぐる。

◎昭和八年度以降法學部並に専門部法律科

入學生・在學生並に卒業生數一覽

年 度	法 學 部			專 門 部 法 律 科		
	入 學 生	在 學 生	卒 業 生	入 學 生	在 學 生	卒 業 生
昭和八年度	306	838	242	420	801	131
同 九年度	273	841	249	442	932	126
同 十年度	287	882	219	411	976	204
同十一年度	260	794	270	416	1001	235
同十二年度	261	799	233	579	1209	259
同十三年度	266	784	242	570	1265	245
同十四年度	302	840	244	620	1476	226
同十五年度	352	950	220	609	1577	357

第 二 學 會

I 法 學 會

大正十一年に早稲田大學法學會が、寺尾・遊佐・中村(萬)三教授に依りて設立せられ、機關雜誌「早稲田法學」を發行するに至つた経緯に付て、寺尾部長の前掲「回顧録」に詳細である。爾來、爰に二十卷、外に別冊九卷を上梓した。早稲田法學には、各卷とも吾が學園、殊に法科關係者の力作論文を掲載し、遊佐・寺尾・中村(萬)三教授の學位論文、その他、恩賜記念賞を授與せられた小川清太郎氏の論文など、孰れも本誌に掲載され、法學界に於ける早稲田學派を代表するものとして、學界の權威となつてゐる。毎卷五百頁以上に及び、殊に第十三卷「創立五十周年記念論集」、第十九卷「中村萬吉博士追悼記念論文集」は、孰れも八百頁を越ゆる大冊であ

る。又、別冊には、主として早稻田學園の小壯學者の手になる外國名著の翻譯を収め、學界に貴重なる資料を提供するものとして一般に注目せられてゐる。

この機關雜誌の編輯は、第三卷迄は、寺尾部長自ら擔當せられたのであるが、その後は、専ら私がその任に當り、及ばずながら努力し來つた。然るに昭和十三年に至り中村萬吉博士が逝去せられ、會計主任に缺員を生じたので、昭和十四年から私が會計主任に轉じ、長場教授が新に編輯主任の仕事を執られることとなり、爾來、同教授の手に依りて編輯せられてゐる。尙、後に述ぶる東亞法制研究所と提携して、東亞法制ブロックを對象とする新たな研究分野の開拓が計劃せられつゝあるので、愈々、同教授の手腕を待つものがあり、其の發展が期待せられる。

以上述ぶる處に依りて明かなるが如く、本會は、一面に於て法學界に於ける早稻田學派の進出の爲めの機關であるが、他面に於て學内の學生訓育、殊に法學部と専門部法律科との結束を鞏固にすべき任務をも有つので、その方面に付ての努力も、亦、十二分に拂はれてゐる。この意味に於て、毎年春、法科大會を開催し、又、外岡教授を部長として、學生指導部を設け、各種の學生研究會を統轄し、且つ指導してゐる。

II 法學部會

早稻田法學は、主として對外的機關雜誌として、學界に於て永く權威を保つべき相當長編の論文を掲載するので、學生の論文を収むることは、事實上頗る困難であり、創刊以來僅かに中村彌三次教授・故井上周造教授竝に山口西氏が學生時代に執筆せられし論文を掲載し得たに止まる。しかし學生の研學心を昂揚する上からも、優秀なる學生論文は、是非、之れを印刷に付し、一般に公表する必要があるので、昭和七年以來、法學會が別に學内機關雜誌として「早稻田大學法學會誌」を發行し、この目的に副ふことに努めた。この雜誌には、學生の應募した懸賞論文を主とし、法科關係

の講演速記、小論文、學内消息等を收め、學内雜誌としての機能を十二分に發揮したのであるが、正規學科以外の訓育の爲めには、單に學内雜誌の發行のみに止まらず、綜合せる學生指導機關を設立することの急務を認め、昭和九年法學部に法學部會、專門部に稻綠會を新設して、この目的の達成に努力することとなつた。

而して法學部會は、前掲法學會誌の編輯方針を踏襲した「早稻田大學法學部會誌」を發行し、現在に及むでゐる。この雜誌は、學内雜誌ではあるが、所謂、學友會雜誌と異り、其の内容が純學術的なものであつて、學生懸賞論文中にも、屢々、一般の注目を牽くに足るものがあるのみならず、學生の教材として掲ぐる論文中には、學界に貴重なる資料となれるものもある。例へば黑板講師の「ヘーデマン普遍的約款への逃避」(本誌第三號掲載)の如きは、我が學界に新なる問題を提供せるものとして、牧野博士が逸早くもこの紹介論文の價値を見出されたのであつた。本誌の現在の編輯主任としては、和田助教授がその任に當り、學生委員數名が之に配屬してゐる。

以上、學内雜誌發行の外、本會には、學會部、講演部、受験指導部等があつて、種々なる事業を營爲してゐる。その主なるものを掲ぐれば、毎年一回大會を開き、學内の結束を堅くすると共に、名士を招聘して其の講演を聴き、又、時事問題、新立法等の解説の爲め特別講義を爲す等の外、更に學内の諸學會に補助金を給して其の活動を援助してゐる。又、受験指導部は、國家試験應試の學生並に卒業校友の爲め、年二期に分つて答案練習、特別講義等を行ふてゐる。

III 稻綠會

法學部會に付て述べたが如き経緯の下に、昭和九年、專門部法律科に稻綠會が新設せられ、學内機關雜誌「法の友」を發行してゐる。その編輯方針は、大體に於て法學部會誌と同じであり、學生懸賞論文、講演速記、學

内消息等を掲載してゐるが、尙、本誌は、それが横組みであると云ふことの外、編輯方針にも、若干の異色があり、判例特報、Tタイム、文苑等の欄があつて、學生に親み安き内容をもつてゐる。その編輯主任は、現在、中村(彌)教授で、酒井助教授が之れを補佐せられてゐる。

本會は、右の機關雜誌發行の外、大會・見學・學術研究・講演會・體育競技・旅行等、正規學科以外の學生訓育を行ふことを目的とし、又、高等試験應試の準備指導をも爲して居り、その爲め、總務部・庶務部・學藝體育部を設け、各主任教授の下に事業を行つてゐる。

尙、本會は、専門部法律科が専門學校令に準據してゐる爲め、最近に出された文部省の學友會改組案をも一部取入るの必要を生じ、調査委員の手に依り、その改革案が作られた。大體に於て從來と異なる處もないが、徳成部・厚生部等を新設したことが異色と云ふべきであらう。新會則は、昭和十六年四月一日、新學期より施行せらるる豫定である。

IV 東亞法制研究所

大學は、文化の淵藪であり、本學園の如き綜合大學に綜合研究部の缺く可からざること、爰に改めて嘆々するを須ひない。去る昭和十年の頃、中村彌三次教授が、杉森教授・文學部の松田教授等と相計り、私もそれに參劃して、各學部に呼びかけ、文化科學中央研究所設立の計劃を立てたのであるが、時期尙早の爲め終に成功しなかつた。因て法學部では、已むなく單獨行動を取ることとなり、當時、滿洲事變直後であつて、他日東亞法制ブロック建設に資するが爲めの研究を急務と做し、法學部研究室内に「東亞法制研究室」を設け、僅かながら法學部研究室の豫算で資料の収集に努め、又、今後の研究方針の討議を爲し來つたのである。然るに今回の支那事變を契機として、東亞に於ける日本の指導的地位の確立と共に、多年我々の翹望したる東亞法制ブロック樹立の曙光も現はれ、滿洲國を初めとし支那・フィリッピン・タイ國・佛印・蘭印等の法制研究が、我々日本法學

者に取り一刻も忽せにする能はざる状態に立至つた。此の機を察した寺尾部長より私に處見を求められたので、中村彌三次教授の骨折に其の端を發する東亞法制研究室の擴大案を立て、同教授を初めとし、法學部教授・助教授の意向を確めた處、何れも双手を上げて賛成せられた。因て寺尾部長から總長に懇談せられ、その快諾を得たので、昭和十五年十月に東亞法制研究所の設立を見たのである。この研究所に對しては、大學より豫算を與へられ、又、早稻田大學出版部よりも、年々の寄附金があることになつた。而してこの事業は、相當頻繁に學外との交渉があり、仕事も多いので、新に法學部教務主任に就任せられた大濱教授を煩はし、常務理事としてその活躍を待つこととなり、同教授の手許に於て規約の制定・役員の充實等著々事業の進捗を見つゝある。

以下に本研究所の設立趣意書、規程竝に役員氏名を掲ぐる。

○早稻田大學東亞法制研究所設立趣意書

大東亞新秩序の建設、それは帝國當面の國是にして、日本民族の歴史的使命である。而してこの新秩序は、亞細亞諸民族の自主性と共存共榮とを理想とするものであり、従つてそれは東洋独自の道義觀と法理念の上に打建てらるべく、單なる歐米模倣に陥つてはならない。それ故にこの新しき角度より亞細亞諸民族の法律制度を再検討し、新秩序の基調たるべき法理の體系を樹立することが刻下の急務であり、これこそは吾等法律學徒に課せられた時代的役割でなければならぬ。

吾等はこの自覺に基き、曩に東亞法制研究室を設け、資料の蒐集整備を圖ると共に、その研究を進め來つたが、斯る小規模の組織を以ては到底所期の目的を達することを得ない。依つてこれを改組強化の上、東亞法制研究所と改稱し、更に廣く資材を蒐集し、これが研究の成果を收め、以て新秩序建設の大業に寄與すると同時に、東洋法學獨自なる法的理念の把握竝にこれが實踐の指針確立に資せんとするものである。

○早稲田大學東亞法制研究所規程

- 第一條** 本研究所ハ早稲田大學東亞法制研究所ト稱シ事務所ヲ早稲田大學法學部事務所内ニ置ク
- 第二條** 本研究所ハ興亞體制ニ即シタル法制改革ノ指針ノ確立竝ニ東亞獨自ノ法律學體系ノ樹立ヲ目的トス
- 第三條** 本研究所ハ前條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ
- 一、東亞諸國ノ法律制度及ビ法律思想等ニ關スル資料ノ蒐集
 - 二、東亞法制ニ關スル實地調査
 - 三、東亞法制ニ於ケル固有法理ノ研究
 - 四、興亞體制ニ關スル立法政策上ノ諸問題ノ考究竝ニ立案
 - 五、資料、調査報告及ビ研究結果ノ刊行
 - 六、興亞體制ニ關スル法制上ノ知識擴布ノタメ隨時講演會ヲ開催シ且ツ年次科外講義ノ形式ヲ以テ學内學生ニ對シ啓發講演ヲ行フコト
 - 七、其ノ他理事會ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第四條** 本研究所ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一、理 事 長 一 名
 - 二、常 務 理 事 一 名
 - 三、理 事 若 干 名
- 第五條** 理事長ハ早稲田大學法學部長之ニ當ル
理事長ハ所務ヲ綜理シ本研究所ヲ代表ス理事長事故アルトキハ常務理事其ノ職務ヲ代理ス
- 第六條** 理事ハ理事長之ヲ囑任シ其ノ任期ハ三年トス但シ補缺ニヨリ就任シタル理事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
理事長ハ理事中ヨリ常務理事ヲ囑任シ其ノ職務ヲ補佐セシム
- 第七條** 理事會ハ重要ノ所務ヲ審議ス
理事會ハ理事長之ヲ召集シ且ツ司會ス
- 第八條** 本研究所ニ所員若干名ヲ置キ研究ニ従事セシム
所員ハ理事會ノ議ヲ經テ理事長之ヲ囑任シ其ノ任期ハ三年トス
- 第九條** 本研究所ニ顧問、賛助員及ビ囑託若干名ヲ置クコトヲ得 顧問、賛助員及

ビ囑託ハ理事會ノ議ヲ經テ理事長之ヲ委囑ス

第十條 本研究所ハ其ノ事業ヲ遂行スルタメ左ノ各部ヲ設ク

一、總 務 部

二、資 料 部

三、調 査 部

各部ニ部長副部長ヲ置キ部務ヲ掌理セシム

部長ハ理事長之ヲ囑任ス

所員ハ各部ニ分屬シ其ノ部長ノ旨ヲ受ケテ部務ニ従事ス

第十一條 本規程ノ改正ハ理事會ノ議ヲ經テ理事長之ヲ決ス

附 則

第十二條 本規程ノ施行ニ關シ必要ナル細則ハ理事長之ヲ定ム

願 問	田中 穂積	伯爵松平 頼壽	井野 英一		
理 事 長	寺尾 元彦				
常務理事	大濱 信泉				
理 事	寺尾 元彦	遊佐 慶夫	中村 宗雄	高井 忠夫	
	大濱 信泉	外岡茂十郎	長場 正利	中村彌三次	
總務部長	中村 宗雄	同 副部長	中村彌三次		
資料部長	高井 忠夫	同 副部長	金澤 理康		
調査部長	外岡茂十郎	同 副部長	長場 正利		
研 究 員	寺尾 元彦	遊佐 慶夫	中村 宗雄	大濱 信泉	
	高井 忠夫	外岡茂十郎	藤井 新一	中村彌三次	
	長場 正利	野村 平爾	金澤 理康	江家 義男	
	和田小次郎	齊藤 金作	出井 盛之	一又 正雄	
	林 信雄	犬野 實雄	有倉 遼吉	星川 長七	
	千種 達夫	野村佐太男	宇田川潤四郎		
贊 助 員	東 清重	大橋 誠一	大島 正一	岡村 千曳	
	小澤 恒一	北澤新次郎	崎山刀太郎	杉森孝次郎	
	高島 唯之	瀧川政次郎	中野登美雄	永井 清志	
	仁井田 陞	林 久治郎	山内 隆一	松原 一雄	

油井 昇造

囑託	阿座上 遜	稻嶺 一郎	大田 政作	大久保倭之輔
	歐 清 石	小幡勇三郎	影島 荒吉	柏原 武夫
	龜井 和夫	唐澤 信夫	黑板 駿策	組原 政夫
	栗本義之助	高 錫 昌	酒井 正巳	白仁 實一
	朱 大 璋	杉原 行榮	高橋庄之助	沈 炯
	陳 宗	林 鹿雄	水田 義雄	渡邊 蘭治

V 其の他

以上の如き研究團體の外、教授・助教授を主體とする學問研究會を設立し、相互の切磋琢磨に依る研究の進捗を圖ることも、亦、必要である。昭和八年十月、夫れまで法學部助手の研究機關であつた「助手會」を發展的解消せしめて、法學部竝に専門部法律科專屬の教授・助教授・講師竝に助手を包括する法理同政會なるものを組織した。爾來、毎月一回、研究會合を開き、會員の研究發表若くは特殊問題の討議を行ふこととなり、今日迄會合既に三十數回に及び、毎回、熱心なる研究發表と討議とが重ねられてゐる。而してその研究報告中、一般學生に聴講せしむることの適當と思はれるものは、別に講演會を開催し、更にその講演速記を取纏め、出版したこともある。例へば昭和十四年に出版せられた「戰時體制法講話」の如きがそれであつて、昭和十三年度の新立法を中心とした諸教授の講演速記を取纏めたものである。又、昭和十四年度にも、同じく諸教授を煩はし新立法の講演を爲し、其の速記を取纏めたが、今次事變の爲め出版が困難となり、その儘になつたことは甚だ遺憾である。尙、昭和十二年十一月、金澤教授が文學部史學科の諸氏と提携し、寺尾部長を會長として日本法制史學會を設立し、毎月、研究會を開き、盛んに研究の歩を進めてゐる。

次に學生を主體とする研究會としては、法理學會が最も歴史が古く、大正九年の設立にかゝり、遊佐科長が其の設立者にして且つ會長として熱心に指導の勞を執られ、毎月會合を開き、研究報告若くは共同研究を行つて

ゐる。昭和十一年十二月には、其の會合が第百回に達したので、盛大なる記念會合を永樂俱樂部に開き、會員一同に記念品を配布した。現在、既に第百二十數回に及び、愈々發展しつつある。本會には、會員として成績優秀の學生のみを集むるのであつて、其の會員が、卒業後も本會を慕つて諸會合に出席するといふ美しい情景が見出さるることを特記しなければならない。

以上の外、法學會には外國語教授を部長とした學會部が有り、又、法學部會竝に稻織會にも夫れ夫れ受験指導部があつて、國家試験應試の爲め學生會員竝に校友の指導に努めてゐることは前述せしが如くである。

第三 研究施設

大學に、教員竝に學生の爲め、研究室其他の研究施設の必要であることは、改めて云ふを俟たないのであるが、經費の關係上、その充實は頗る困難である。我が早稻田大學でも、昭和七年の創立五十周年記念式典に至る迄は、圖書館内に共同研究室の在る外、法學部專屬のものとして、恩賜館三階に二室を有つたが、極めて貧弱のものであつた。尙、學生研究室としては、文學部校舎に法學部學生の爲め二室を設けられたのみで、専門部法律科學生には、他科の學生と共同の研究室のみで專屬の研究室と云ふものがなかつた。而かもこれ等學生研究室には、法學部のものも専門部のものも、共に名のみで、備付圖書もなかつたことは、前掲、寺尾部長の回顧録に述べられてゐるが如くであつた。然るに幸ひにも昭和九年四月、政・法校舎の新築落成と共に、三階に法學部研究室三室が新設せられ、又、翌昭和十年、専門部校舎の新築落成と共に、法學部竝に専門部法律科の學生研究室もこの新校舎に移轉せられた。

この様に大學當局の御骨折りに依り、研究室だけは狭いながら出來たの

であるが、圖書其の他の研究施設充實の爲めの豫算と云ふものは、初めの頃には殆んどなかつたので、法學部では、種々、寄せ集めの費用や寄附金などで間に合はせてゐたが、昭和十二年からは別に研究室豫算が計上せられることとなり、爾來、大體、和書を中心として圖書を購入し、現在の藏書數は法學部藏書二七九三冊、法學會藏書一二六四冊、計四〇五七冊で、外に學生指導用として法學部學生研究室に三〇五冊、専門部に四十九冊ある。尙又、東亞法制研究所でも、金澤教授を主任として、目下盛んに東亞法制資料を蒐集してゐる。斯くて法律學に關する主要書籍は、日本書に關する限り一通り揃つたようであるから、今後は、差當り必要なる外國圖書にも手を伸ばすことになるであらう。

以上、研究室の充實に關聯して、是非述べなければならぬことは、圖書竝に圖書購入の爲めの資金の特志寄附のことである。圖書は常に各方面より御寄贈を受けてゐるが、その纏れるものとしては、先づ昭和九年十二月黑板駿策氏（當時、法學部講師）が、御亡父溪堂記念文庫として、法律圖書七十九冊を寄附せられた。當時、法學部研究室の藏書は極めて貧弱で、特に黑板君が研究室に必要な圖書を選定せられたのであつた。又、昭和十三年七月には、故中村萬吉博士の御遺族より故博士の所藏圖書の一部の御寄附があり、其の後、辯護士鈴木豐氏より帝人事件記録全部、杉本正根氏より滿洲、支那、南洋各方面の特殊調査報告計百三十四冊等の御寄附があつた。殊に昭和十五年五月、故中村進午博士の愛弟子一又講師を介して故博士御遺族より、故博士愛藏の和書約八千冊の寄贈があつた。この八千冊の圖書は、同年夏、金澤教授が主任となり、學生を動員して破損個所の手入れ、分類等を完了したので、法學部研究室内に「中村進午博士記念文庫」として一纏めに保存することとなつた。この貴重なる文獻を他に散逸せしめず、悉く我が早稻田大學法學部に寄贈せられし御厚意を記念する爲め、神津港人畫伯に依頼して、先生の肖像畫を作製し御遺族に贈呈した。

又、同年九月ブラジルのブエノス・アイレス官立法科大学から法律圖書二十五冊の送附寄贈を受けた。之れには、彼の地に於て日本文化の研究熱が勃興し、研究資料の交換を希望する旨が附記せられてゐたので、當方からも、早稲田法學其の他早稲田關係の法律圖書數十冊を送附寄贈した。

次に研究資金若くは研究圖書購入の御寄附も、屢々、各方面より受けてゐるが、昭和八年以降の其の重なるものとしては、昭和十年に、故維持員上原鹿造氏御遺族より金五百圓の御寄附があり、又、校友維持員崎山刀太郎氏より、法學部在學中逝去せられし御子息秀二君を記念する爲め昭和十四年竝に昭和十五年の二回に亙り、各金壹千五百圓宛、合計參千圓の御寄附を受けた。更に昭和十四年十二月、故中村進午博士御遺族より、早稲田大學に金一千圓の外、當法學部にも一千圓の御寄附があつた。これ等は孰れも基金に繰入れ、大隈基金、堀之内基金等と共に圖書購入費に宛て、主として學生研究室の圖書充實の爲めに使用してゐる。

次に學生研究室は、専門部校舎の新築と共に、前述の如くこの新校舎に移轉したのであるが、その頭初には豫算もなく、殆んど何等の圖書も備付け得なかつた。しかし數年前からは、諸基金の利息並に各方面の特志寄附金等に依り、逐次、特殊研究指導に必要な教材を備付け得る運びとなり、着々、整備せられつゝある。これに關聯して特に中添へて感謝しなければならぬことは、故岸清一博士、訴訟記録集、約二百冊を教材用として、同博士嗣子偉一氏より法學部研究室に寄贈のあつたことと、昭和十五年一月、黑板駿策氏が、亡父溪堂記念の爲め、經濟法研究資金、金貳百圓の寄附があり、その半を經濟法關係圖書の購入費に宛て、その購入圖書は孰れも法學部學生研究室内に收められてあることである。又、最近、藤井新一教授より、英文並に獨文日本憲法論の出版を記念して、金一千圓を、法學部竝に専門部法律科に各金三百五十圓、専門學校に各三百圓と分割指定して寄附せられた。法學部では、同教授の厚意を謝する爲め之れを同教授の

専攻部門の公法研究資料に充て、その半ばを以て憲法・行政法に関する圖書を購入し、同じく學生研究室に備付くことになつた。以上の外専門部法律科の稻綠會では、特に豫算の若干を割き、學生研究用圖書を購入して、學生の閲覽に供してゐる。

最後に、學生に對する獎學方法としては、前述せる學生研究室の施設・各種研究會の開催等を行ひ、又、法學部會竝に稻綠會に於て懸賞論文を募集し懸賞金を與へてゐるが、尙優秀なる論文は、之れを恩賜記念賞若くは教職員記念賞の擬賞者として推薦することとなつてゐる。現在迄、法學部關係では、昭和十一年度に、當時、大學院在學中の小川清太郎君に對し、「檢非違使廳研究」に依り、又、昭和十二年度に當時法學部第二學年在學中の布施彌助君に對し、「空戦法規の一研究」に依り、夫れ夫れ恩賜記念賞が授與せられた。又、昭和十一年度には、前記、布施彌助君に對し、「空中戦に關する法規及慣例の國際法學的研究」に依り教職員賞が授與せられた。又前記、黑板氏寄附の經濟法研究資金竝に藤井教授寄附の公法研究資金の一部を以て、夫れ夫れ經濟法竝に公法部門の優秀なる學生論文に對し懸賞金を與へることになつてゐる。

尙又、學生一般に對する獎學の目的を以て、昭和七年以來、毎年の卒業生中成績優秀の模範學生に對し、大學より銀時計を授與してゐるが、その外、各部科に於ても、卒業試験竝に學年試験の成績優秀なる學生に對し、小野梓賞若くは部科長の賞狀を授與する。大學より銀時計を授與せられし法學部竝に専門部及び専門學校法律科の卒業生は次の如くである。

○優等賞受賞者

法學部 昭和七年度 中村美芳、越賀隆景。昭和八年度 上村千一郎、板倉正明、井藤誠。昭和九年度 黃際沐、三淵震三郎、伊吹良太郎。昭和十年度 松原元男、長島秀吉、和田誠一。昭和十一年度 舟部正敏、金鎮穆、石崎四郎。昭和十二年度 有倉遊吉、佐藤恒雄、小

泉光夫。昭和十三年度 野本三千雄、金井友正、大田原安弘。昭和十四年度 北出繁太郎、金亨根、村上壽一。

専門部法律科 昭和七年度 山下鐵雄。昭和八年度 大久保鐵夫。

昭和九年度 佐藤恒雄、堀江朝光。昭和十年度 金井友正、高山虎雄。昭和十一年度 山本波留雄、生田重二。昭和十二年度 趙泗達、堀川多門。昭和十三年度 北村豊、栃木庄次郎。昭和十四年度 加藤正名、尾崎廣次。

専門學校法律科 昭和十三年度 三宅謙吾。昭和十四年度 安久津武人。昭和十五年度 外山操。

第四 人 事

先づ事務所關係に付て云ふならば、法學部では、學生數の増加に伴ふ教務の輻湊に應ずるが爲め教務主任一名を増員することとなり、昭和十五年九月大濱信泉教授が就任せられた。専門部法律科も同様の理由にて法學部に先立ち教務主任一名を増員し、昭和十四年四月に長場正利教授が就任せられた。専門學校では、昭和十年四月中村萬吉教授が、平沼博士の後を襲つて校長に就任せられたが、同十三年五月中村博士逝去に依り、開校以來同校の爲め盡瘁せられし高井忠夫教授が校長に就任せられた。又、同十四年四月、法律科教務主任の大濱教授が高井教授の後を繼ぎ政治經濟科教務主任に轉ぜられたが爲め、中村彌三次教授が、新たに法律科教務主任に就任せられた。而して大濱信泉教授は、高井教授に次ぎ多年専門學校の爲め努力せられたのであつたが、昭和十五年九月、前記の如く法學部教務主任に轉任の爲め、政治經濟科教務主任を退かれた。

昭和八年以降、法學部教授會を通過した法學博士の學位請求論文は二件であつて、昭和十一年三月十一日中野登美雄教授が其の著「統帥權の獨立」

に依り、又、昭和十四年一月七日、寺尾元彦教授が、其の著「株券法論」に依り、各法學博士の學位を授與せられた。

次に野村平爾・金澤理康・江家義男の諸君は、昭和七年の創立五十周年式典當時には、孰れも海外留學中であつたが、昭和九年に相踵で歸朝せられ、一時に教授陣の充實を見ることを得た。この三君は、揃つて昭和十一年に助教授、昭和十五年四月に教授に囑任せられた。又、和田小次郎君は、法律哲學專攻の爲め昭和十年より昭和十二年迄、同じく齊藤金作君は、刑法學專攻の爲め昭和十一年より昭和十三年迄、孰れも二ヶ年間海外に留學歸朝後、和田君は昭和十二年十二月に、齊藤君は昭和十三年七月に、夫れ夫れ助教授に囑任せられ、現在に及むである。又、法學部助手としては、高等學院講師有倉遼吉(昭和十三年獨法)、星川長七(昭和十二年英法)の兩君が居られる。尙、昭和十五年四月には、酒井賢治氏が専門部助教授に囑任せられた。野村平爾教授は、昭和十五年六月、陸軍豫備少尉として應召せられ、現在、軍務に就かれてゐる。法學部書記深江正雄君は、昭和十二年以來應召出征中の處、最近、芽出度く凱旋せられた。

次に五十周年記念式典の昭和七年度に於て法科の授業を擔任せられし諸氏竝にこの年度以前法科關係にて教鞭を執られしことのある先輩諸氏の氏名は、寺尾部長の前掲「回顧録」に詳細であるが、其の後、新たに法學部、専門部法律科又は専門學校法律科にて學科を擔任することとなられた諸氏の芳名を掲ぐれば次の如くである(敬稱省略)。尤もこれ等諸氏のうちには、既に辭任せられし方もある。

安達清勝(刑訴)。池田克(刑法實習)。磯谷幸次郎(民法)。一又正雄(國際公法特殊研究、佛法)。出井盛之(經濟政策)。伊藤吉之助(哲學)。岩崎務(西洋倫理)。内田護文(民法實習)。大江保直(民法特殊研究)。岡田誠一(簿記)。岡五朗(刑訴)。金澤次郎(刑法實習)。川邊喜三郎(社會學)。神原甚造(民法實習)。黑板駿策(獨法)。桑木殿翼(哲學)。小泉英一(刑法特殊研究)。小松芳喬(西洋經濟史)。酒井賢治(英語)。佐藤孝一(簿記)

佐藤共之(民法實習)。柴田甲四郎(法律哲學)。關谷六郎(英語)。瀧川政次郎(法制史)。垂水克己(刑訴)。戸倉廣(羅馬法)。中桐確太郎(倫理)。中島登喜治(民法)。中西護一(英語)。長野潔(法學實習)。中村佐一(貨幣銀行)。沼義雄(民法)。野田良之(佛法特殊研究)。野村佐太男(刑訴特殊研究)。野村信孝(憲法)。花園兼定(英語)。林信雄(民法特殊研究)。日沖憲郎(佛法)。福井康順(東洋倫理)。藤島利郎(英語)。藤田八郎(受験指導)。帆足理一郎(哲學)。堀切順(刑法實習)。牧野輝智(財政)。松原一雄(國際公法)。松本勝夫(刑法實習)。箕田正一(受験指導)。美濃部達吉(憲法)。村上朝一(英法、民法特殊研究)。村瀬玄(簿記)。八木田政雄(刑法實習)。柳川昌勝(民法特殊研究)。藥師寺志光(民法)。吉田常次郎(刑法)次に昭和八年以降物故せられた法科關係者は、教授、杉田金之助氏(昭和八年六月二十四日)教授、井上周三氏(昭和十年五月二十二日)、維持員上原鹿造氏(昭和十一年十月四日)、講師、岡田朝太郎氏(昭和十一年十一月十三日)、講師、清水孝藏氏(昭和十二年九月十八日)、教授、中村萬吉氏(昭和十三年五月二十四日)、教授、柳川勝二氏(昭和十四年一月九日)、教授、中村進午氏(昭和十四年十月二十一日)、事務所關係では、法學部の徳山久吉氏(昭和十一年二月十一日)の方々である。謹むで哀悼の意を表する。

現在、事務所職員は、法學部では、主事油井昇造、書記千葉倉藏、同、上野大、同、田口愛譽、同、深江正雄の諸氏で、又、専門部法律科は、副主事伊藤道機、書記佐々木延次、同津田勝喜、同、深見榮樹、同、松崎鈴江の諸氏であり、外に法學會に坂井秀春君、東亞法制研究所に加城一男君が居る。

第五 卒業生概況

昭和十五年十二月一日現在の法科關係卒業生總數は、九千七百二十四名、

内物故者壹千三百四十名差引八千三百八十四名の現存者數である。これ等の諸氏は、社會のあらゆる方面に於て活躍せられ、その主なるものに付ては、前掲、寺尾部長の回顧録に詳しく述べられてあるが故に、以下に二三の氣付いたその後の移動を述ぶるに止むる(尙、忽卒に起草したので繁簡宜しきを得ず、彼此權衡を失ひ、又脱漏あるを保せない。)
不惡諒恕を乞ふ。

司法關係に於ては、大審院主席檢事三橋市太郎氏(明治二十九年專英)をトップとして、千葉區裁判所監督判事内山秀吉氏(明治四十三年專法)、青森地方裁判所長村田正雄氏(大正三年獨法)、甲府地方裁判所檢事局檢事竹平治作氏(大正五年專法)、札幌地方裁判所判事重友芳夫氏(大正六年獨法)、熊谷區裁判所檢事局檢事小山胖氏(大正七年獨法)、横濱地方裁判所判事山本信政氏(大正七年英法)、福岡保護監察所長廣重慶三郎氏(大正九年專法)其の他の諸氏を中堅とし、尙、多數の校友が判檢事に任官せられ、又、最近の出身者は、司法官試補として勤務せられてゐる。朝鮮には、大野憲光君(昭和三年專法)が、海州地方法院部長から總督府法務局行刑課長に榮轉せられた外、香川愿(大正十四年英法)、辻字市(大正十四年政經)、坪谷久治(昭和三年專法)、西田勝吾(昭和四年英法)、岡岩雄(昭和四年英文)、小友末知(昭和六年英法)、坪谷雄平(昭和七年專法)、岡田唯雄(昭和八年英法)、相原宏(昭和十年英法)、松原元男(昭和十一年英法)其の他の諸君が司法官として活躍せられてゐる。又、臺灣では、大田政作君(昭和三年英法)が總督府法院檢察官であるの外、最近、柏原武夫君(昭和三年專法)が檢察官に、又、山本利三郎君(昭和八年英法)が、同判官に、孰れも辯護士業務から轉じて就任せられた。

更に滿洲國司法部には、多數の校友・關係者が蒐つて居られる。現在の滿洲國最高法院長井野英一氏は昭和九年滿洲國に赴任せらるる迄、法學部にて民法實習を擔任せられた關係もあり、早稻田大學に十二分の厚意を有せられ、滿洲國司法部内でも、早大出身者が常に御世話を蒙つてゐる。而

して井野氏に最高法院長のパトンを引繼いだ林檎氏は、明治三十八年の邦語政治科出身の校友である。又、現在司法部にて活躍せられつゝある千種達夫(大正十五年英法)、野村佐太男(昭和二年英法)の兩君は、滿洲國に赴任せらるる迄、孰れも法學部又は専門部法律科にて學科を擔任し學生を指導せられてゐた。尙、その外、竹内正一(大正十三年專法)、渡邊蘭治(同上)、山瀬文雄(大正十四年英法)、小幡勇三郎(大正十五年英法)、酒井正己(大正十四年專法)、栗本義之助(大正十五年專法)、牛丸四郎(昭和四年英法)、宇田川潤四郎(昭和四年獨法)、米田武次(昭和七年專法)、組原政男(昭和八年專法)、阿座上遜(昭和十二年英法)の諸君が、司法部又は司法部關係の歷職に就き、滿洲國各地に於て活躍せられてゐる。

次に辯護士の方面には、維持員平田護衛氏と共に、山田末吉(明治二十四年邦法)、平松市藏(明治三十六年邦法)、大橋誠一(明治三十六年邦行)の諸氏を元老として、多數の校友辯護士が居られる。

又、政治方面では、松平頼壽伯(明治三十五年邦法)が貴族院議長、小山松壽氏(明治二十八年邦法)が衆議院議長と、我々法科の大先輩が轡を並べて兩院議長の席を占據するの壯觀を呈し、又、齋藤隆夫氏(明治二十七年邦行)も、同じく法科の大先輩である。夫れから遙か後輩であるが、喜多壯一郎君(大正六年英法)が大政翼賛會國民生活指導部長として、新體制の尖端を切つてゐる。又、野田武夫君(大正十二年獨法)は、政治界に活躍せらるるの外、横濱貿易新聞社長として實業界にも打つて出て居られる。又、唐澤信夫君(大正十二年英法)は廣東迅報社長として南支で活躍せられてゐる。尙、この實業界方面に於ける法科關係の新進校友としては、野村生命保險會社取締役松本元君(大正七年英法)、東亞土木企業會社取締役支配人小出順造君(大正七年專法)、安田信託會社外事部長鈴木馨君(大正十二年獨法)等を擧げることが出来、又、その頃の出身で官界方面に向つた者として愛知縣庶務課長の山内隆一君(大正十二年英法)が居る。

次に學術方面では、本大學教授藤井新一君(大正六年高師英語)の苦心の著英文日本憲法論は、恐れ多くも天覽を賜はるの光榮に浴した。又、佐伯好郎氏(明治二十三年邦法)が、多年没頭せられた支那の景教研究に依り、最近東京帝國大學より文學博士の學位を獲られた。

今次事變に際し、我が早稻田大學の校友多數が勇躍出征せられ、そのうち既に無事名譽の凱旋せられし勇士の數も、相當多數に昇つてゐるが、不幸にして戰傷を蒙り、又、名譽の戰死を遂げられし方々も尠くない。法科出身の校友にして今次事變の爲め護國の英靈に化せられし諸氏は、法學部では、佐々木辰三(昭和四年英法)、池田繁一(昭和四年英法)、高井立夫(昭和六年英法)、池田逸馬(昭和六年英法)、中井陽次(昭和七年英法)、鈴木茂三(昭和七年獨法)、伊藤徳次郎(昭和八年獨法)、土井修爾(昭和八年英法)、嵩原安雄(昭和八年英法)、坂上績(昭和八年英法)、下村秀(昭和九年英法)、有本良雄(昭和十年獨法)、八木昌美(昭和十年獨法)、福原弘(昭和十年英法)、熊谷國男(昭和十一年英法)、中田信雄(昭和十一年英法)、朝倉昇(昭和十一年英法)、津田兎龜雄(昭和十一年英法)、岡部友夫(昭和十一年英法)、藤田文質(昭和十一年英法)、井出彌一(昭和十一年英法)、彦坂廉二(昭和十一年獨法)、岩永靜夫(昭和十二年英法)、安達不二男(昭和十二年英法)、外山弘(昭和十二年佛法)、坂本滿(昭和十三年英法)、金本博(昭和十三年獨法)、大島清一郎(昭和十三年佛法)、谷口衛(昭和十四年獨法)、宮本俊男(大正十四年獨法)の三十氏、専門部法律科では、森久二期(昭和七年)、水田豊(昭和十二年)、岡田穰(大正十四年)、山田大六(昭和十三年)、前田正義(昭和十一年)、島田藤吉郎(昭和四年)、本間敬三(昭和十二年)、遠藤壽之(昭和十一年)、保科良顯(大正十四年)、鶴田勝次(昭和十一年)、平野謹彌(昭和十二年)、小川士氣旺(昭和十二年)の十二氏である。

尙、在學中、應召出征せられし諸君も多數であるが、そのうち三橋保夫(專法第二學年在籍)、仁禮景康(法學部第二學年在學)の二君が、惜しく

も戦死せられた。以上、謹むで哀悼の意を表する。

最後に、法律関係の校友中、東京若くは其の附近にて、判・検事・辯護士等の職に従事せらるる法曹校友並に學園の法科關係の教員を會員とする「法友會」なるものがあつて、時々會合を開き、相互の親睦・連絡を圖つてゐることを附記する。現在の幹事は、辯護士高木常七氏と私とである。